

インボイス制度 – 準備チェックポイント –

インボイス発行事業者は、2023年10月1日からインボイス（適格請求書）の発行、保存が義務付けられます。飲食店や小売業では10月1日からインボイス形式でのレシート、領収書の発行がスタート、月末締め請求する企業なら10月末締めの請求書から対応が必要です。

【売手編】インボイスの発行のチェックポイント



フォーマットの準備



⇒エクセルなどで請求書作成のケース：
●必要事項の追加と、●端数処理の計算方法の見直しがポイントです。
税率ごとに記載する消費税の端数計算は1インボイスにつき税率ごとに一回です。



特殊なインボイス準備



⇒●納品書と請求書のセットで発行
●買手として仕入明細書を発行する
●小売店や飲食店では、領収書もインボイス対応が必要
●不動産オーナーは、登録番号、税率、税額の通知書や覚書を発行

【買手編】受領インボイス保存のチェックポイント



受領から保存までのルール



⇒誰が、どのような書類をインボイスとして受け取り、誰がチェックし、保管管理するのかの「社内ルール」を整理し、確認しておきましょう。



経費精算ルールの見直しと徹底

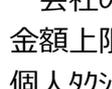


⇒多くの社員が関わる経費精算。受領書類がインボイスかどうか、ルールに基づいて自分でチェックさせるなどが必要に。「社内ルール」を整理しておきましょう。



インボイス番号チェックのルールは？

⇒適切なインボイス保存は"受領側"の責任で、登録番号チェックも必要です（登録番号の確認は、国税庁サイトで可能）。番号チェックは次の方法が考えられます。
●10月分を全件チェックし、その後は新規取引先に限定してチェックする
●毎月もれなく全件チェックする
●金額基準を設け、例えば消費税1万円以上の相手だけ番号チェックする 等



⇒**インボイスがない経費の許容範囲：**
会社の税負担に影響があるので、予め金額上限を決めている会社もあるとか。個人タクシーや小規模商店の利用の制限例も。

⇒**インボイス保存が免除される取引：**
1取引で3万円未満の電車代、コインロッカーや自販機、ATM使用料などインボイス保存が免除される取引の理解も必要です。
インボイスがない時に記帳が必要な情報
自販機やコインロッカーの所在地など、帳簿への記帳が欠かせません。こうした情報の、社員への周知徹底が必要に！

自社の対応について、★具体的に知りたい、★研修を実施してほしいなどのご相談は、英和グループまでお気軽にお問い合わせください。

10月からの“インボイス保存”のポイント

●適正なインボイス保存のためには？

10月から適正なインボイスを保存しないと仕入税額控除ができなくなるため、受領した請求書などがインボイスにあたるかどうかの確認が必要に！

チェックポイントは、登録番号の記載があるか、正しい番号かどうか、その他の様式など。問題があればインボイスの修正を依頼する必要もあります。あらかじめ社内ルールを決めておくのもいいでしょう。

■社内運用ルールの例

- 登録番号の記載があればOK
- 金額基準を設ける：

【例】消費税1万円以上は登録番号を国税庁DBで照合、1万円未満は登録番号の記載があればOK

- 取引ひん度の高い取引先：システムで登録番号を保存しておき、それと合致していればOK
- 国税庁のDBと全ての登録番号を自動照合する



■登録番号のチェック方法

登録番号が正しい番号かどうかは、“国税庁の適格請求書発行事業者公表サイト”でチェックできます。登録番号は全件ダウンロードしておくこともできるので、あらかじめ取引先が発行事業者に登録済みかどうか確認できます。

システムによってはAPI連携で番号データを取り込み、請求書記載の番号と自動チェックするものもあるようです。

SEARCH

.....

●保存免除取引は、帳簿記載が必須！

次の場合は、特例でインボイスを保存せずに仕入税額控除できます。

- ① 基準期間の課税売上高1億円以下の事業者：
6年間限定で税込1万円未満のインボイス保存を免除
- ② 全事業者共通で免除となるケース（下表）

全事業者共通	所在地の記帳
3万円未満の鉄道、バス、船舶に限定（航空券、ツアー代等は必要）	不要
3万円未満の自動販売機での購入、JICA、銀行ATMの手数料等	必要
入場券等が回収されるもの	必要
従業員の旅費、宿泊費、日当、通勤手当（経費精算書の保存が必要）	不要

特例で仕入税額控除する場合、帳簿に「支払相手の名称、日付、内容、金額」のほか、「特例により帳簿保存で課税仕入を計上した旨」の記帳も必要です。また、自動販売機や遊園地の入場券などは“所在地”も記帳する必要があることを、お忘れなく！

<インボイス保存義務があるのは？>

消費税の計算方法	保存義務
原則課税	あり
簡易課税/2割特例	なし※

※法人税法上の“書類保存義務”はあるので、帳簿に記載した内容の根拠として領収書や請求書などの保存は必要です。

インボイスに必要な6項目

⑥ 請求書	
② 11/1 牛肉 ※	5,400円
11/2 小麦粉 ※	2,160円
⋮	⋮
11/30 ビール	6,600円
※ 軽減税率対象	合計 87,200円
(10%対象 40,000円)	うち消費税 7,200円
(8%対象 40,000円)	消費税 4,000円
	消費税 3,200円
④	① 登録番号 T1234567890123

- ①インボイス発行事業者の氏名・名称と登録番号、
- ②取引年月日、③取引内容、
- ④税率ごとの対価の額と適用税率、⑤消費税額等、
- ⑥発行相手の氏名・名称（ただし小売、飲食店、メーカーなど不特定多数と取引する事業は省略可）

●家主からは通知書をもらっておこう！

事務所家賃などの仕入税額控除にも、インボイスが必要。請求書が発行されない定額家賃の場合は、●登録番号、●適用税率、●消費税額など、賃貸借契約書に記載がない事項を記載した通知書が発行してもらえばOK！メール通知でも問題ありません。

- ①賃貸借契約書、
 - ②通知書、
 - ③振込票や通帳
- がそろえば、インボイスとして認められます。

令和5年10月以降の
ご案内
建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

メールなど電子的方法による通知も可能

登録番号：T1234...
消費税率：10%
消費税額：15,000円

登録番号
適用税率
消費税額等

●クレジットカードの領収書紛失にご注意！

現在は、カード決済した領収書やレシートを紛失しても、税込3万円未満なら特例で仕入税額控除できますが、10月からはその特例もなくなります。

レシートをなくしたら再発行してもらうか、最悪は仕入税額控除をせずに（＝不課税で）、必要経費に計上することになりますので、ご注意ください。



“インボイス(適格請求書)” 保存のポイント 国税庁Q&A集より

●いつからインボイス保存が必要？

10月から、適正なインボイスを保存しないと仕入税額控除できません。

具体的には、売手の課税売上の計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が10月1日以後となる取引から、買手はインボイスの保存が欠かせません。小口現金の買い物などでは10月1日から、また10月末締め請求書なら11月に受け取る分から必要に。

これは適正なインボイス！？



- ★宛先は、自社あてになっている？
- ★請求者の正しい登録番号が記載されている？
- ★税率と消費税額が記載されている？

●仕入明細書をインボイス代わりに！

売手が作成した請求書でなく、自ら仕入明細書を作成し発行している場合には、その仕入明細書に

①仕入先の登録番号、

②適用税率、税率ごとの消費税額等

を追記すれば、インボイスの代わりとして仕入税額控除を受けられます。

ただし、“売手の確認を受けること”が条件！

書類の授受か、電子的に確認を受けた事実を証明できるようにしておく必要があります。

◆具体的な運用方法：

たとえば、仕入明細書に“送付後30日以内に誤りのある旨の連絡がないときには、記載内容のとおり確認いただいたものとし”などと付記しておくことで、売手の確認があったものとして構いません。

●受取ったインボイスに間違いがあったら

記載事項に間違いのあるインボイスを受け取っても、【例】消費税の端数処理の関係で請求合計に一致しない場合、インボイスの修正や加筆は禁止です。

売手に連絡して修正インボイスを入手して、保存しなくてはなりません。

修正インボイスは元の書類の差替版で問題ありませんが、右図のような修正箇所の説明書でもOK。

この場合は、修正前インボイスと一緒に保存が必要ですので、気を付けましょう。

請求書		
●●(株)御中	○年○月○日	(株)△△
○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。		
正	合計	売上額 消費税額等
	10%対象	110,000円 11,000円
誤	合計	売上額 消費税額等
	10%対象	100,000円 10,000円
(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。		

●取引先が立て替えた経費は？

自社あてに発行されたインボイスでなければ、仕入税額控除はできません。取引先が立替えた経費の請求書に、取引先あてのインボイスが添付されていても、自社での仕入税額控除の根拠にはなりません。

取引先に“立替金精算書等”を提出してもらって仕入税額控除を受ける手続きになります。

●売手が負担する振込手数料の取扱いは？



買手が請求額から振込手数料を差し引いて送金するのは一般的で、差し引かれた440円を支払手数料処理する会社は多く見受けられます。

<従来の仕訳>

預金 9,560円 / 売掛金10,000円

支払手数料 440円

※支払手数料について、仕入税額控除を受けるためにはインボイスの入手・保存が必要です。

支払手数料のインボイスをなしに済ませるなら、“売上値引”としての会計処理を選択しましょう。

原則、売手は売上値引や返品時にインボイス発行義務がありますが、“**返品や値引の税込金額が1万円未満の場合、インボイス(適格返還請求書)発行義務が免除**”されます。10月以降は、売掛金入金時に下記仕訳への変更がお勧めです。ただし、販売管理システム上も値引処理が必要ですので、ご注意ください！

<売上値引の仕訳>

預金 9,560円 / 売掛金10,000円

売上値引 440円

●インボイスの不備があとで見つかったら

税務調査で、保存したインボイスに記載事項の不足などが見つかったら、どうなるでしょうか？

インボイスの保存もれで税額控除が認められないのか、消費税の修正申告になるのではと心配する声も…。

国税庁は現時点では、複数の書類で取引を確認できれば適正なインボイスと認める余地がある、修正インボイスの入手での対応も可能などと案内しており、そこまで心配する必要はなさそうです。

また、万一“売手が故意に発行した不正なインボイス”を保存していた場合も、「買手が社会通念上必要な注意を払っていたなど」やむを得ない事情があれば、仕入税額控除が認められるとされています。

